

## △論点整理▽

「農村自治」という共通課題の中で、農村自治とは何か、その担い手（主体）はどの形成されてゆくのか、あるいは住民の生活実態に即した再構成の道をどの様に考えるのか、といった点がこれまで取り上げられてきたわけであり、前述のようにその課題についての会員の共通の認識もあり、かつそれは現代社会の実態が要求するものでもあった。しかし、これまでの討議の中で概念として明らかでない点があるように思われる。農村自治の研究で何が問題を複雑にし、意見を異にさせてきたのかという点は、基本的にはひとつであるが、二つに分けて挙げてみるならば次のような点であると考えられる。第一は、農村という問題であり、第二は自治という問題である。農村概念と自治概念というものが、多くの見解の相違を呼び起

こしてきたし、その両者がプラスされた農村自治についての大きな意見の食い違いが生み出されてきた、と考えられる。第一の点に關しては、「共同体としての村落から自治体としての農村へ」という場合、共同体あるいは共同体的村落ないし集落、部落と農村とが概念的に十分整理されて理解されていないことが議論に混乱を生じさせる大きな原因になっている。そして、その問題をそのままにしてさらにそこに自治が加わったものだから議論は一層複雑なものになったのである。その自治については、それを「運動として捉える」ものと（安孫子・山本英・島崎・中野）、「自分のことは自分で守ることである（川本）」自治とはデモクラシーのことである（長谷川昭）等の見方がある。しかし、ここで問題とすべきは、日本における自治はイギリスの古典的自治とは違ふという共通理解（阿利報告 木村報告 島崎発言）の上に立つとしても、その自治が農村と結びついていった時、農村自治と農民自治、あるいは村落の自治（共同体的自治）、地方自治体・市町村の自治という様々な自治が明示的な概念として整理されないまま各様に使われていることである。その原因は、さきの島崎会員の問題提起「共同体としての村落研究から自治体としての農村研究へ」が問題意識のレベルで、これを提起する側においても、受け止める側においても明確になつていなかったことにあるのではないか。つまり、村落と農村、村落自治と農村自治とがどういう点において重なり合い、また違ふのが十分整理されていなかった。この点を今日の討議でもう少し整理してもらいたいと思う。

そこで問題は、共同体としての村落を農村（農山漁村）として捉えねばならない、ということとをどの様に理解したらよいのかにある。とすると、農村自治問題の根底には、日本の村落共同体をどのよう捉えたらよいのか、という村研の古くて新しい問題に突き当たるのであり、それを自治体としての農村として捉え直すこと自体に問題のポイントがあるように考えられる。そうすると、これから敷衍されてくることは、村落研究を自治体農村として捉えようとするとき、現状において村落のもつ機能について様々な意見が実際にある。第一年目の「史的展開と現状」において、村是を中心として明治中・後期、大正期に關する発表が佐々木会員や高木会員から、さらに昨年にも内田会員からなされたが、それらを通じて問題になった点は自治についてであった。この研究会でも、しばしば出されたことであるが、日本の近代における自治とは何か、自治があったのかどうか、自治をどの様に理解していったらよいのか、ということが問題になったが、その歴史的な展開の中においても村落共同体的なものは村落自治から自治体としての農村への転換ということがもしあるとすれば、現代において問題としなければならぬと同じように、歴史的にもそういう問題が日本資本主義の中においてあった筈である。その転換点が多くある報告の中でも整理されないうちに、市町村自治、その担い手が官製自治の中で相対的に独自の主体性をもって動いてきているのだし農村における生産・生活を維持しようとしてきている、そういうものが自治であるという形で出されてくる。そういう市町村制を受けて展開されてくる自治と、一方における共同

体的な村落における自治というものが、どういふ関連になつていたのか、あるいは関連がないのか、そうした点が「共同体としての村落から自治体としての農村へ」といふ轉換についての明確を合意なして自治論が展開されてきたうらみがある。

そうすると、「共同体から農村へ」といふことを日本の近代における歴史の中でどの様に理解するのか、という点に係わつてくる。

つまり、「共同体から農村へ」の轉換を、いつ、どのような歴史段階として整理するのか、その画期、段階的变化をどう考えるのか、またその変化の推進力・メルクマールをどう考えるのか、という点についても必ずしも理解の統一がある訳ではないとみられる。そこで共同体と自治体としての農村、あるいは部落と市町村という形で、非常に混然としてきた形で論じられてしまつてゐる。この点はさらに昭和恐慌期における菅野会員の報告とも当然関連してゐる。

ところでさらにこれを展開すると歴史的画期、段階的变化をとり上げる場合に、さらに問題になる点は、その基底にある共同体、村落の構造と機能に關してである。この点に關して安孫子会員の考え方ははっきりしてゐると考えられる。即ち、基本的には明治以降共同体はない、年貢請負を基軸として形成され、幕藩体制の下に形成された幕藩体制下における村落共同体というものは、地租改正を画期として解体する、という。しかしこの場合も、山林、水の共同利用と生産基盤を共同労働で維持するという生産力構造は地租改正以前との連続性を否定する訳ではない。そうした生産力構造が市町村制下において、部落の二重構造として存続する。しかしそれは、基

本的には共同体ではないし、そこにおける村落における自治という概念が、安孫子会員の論理の中では出てこない一否定されていることになる。しかも、明治末期において林野整理が進行してゆく中で、部落と市町村という二重構造自身が解消されてくる。二重構造より地域の偏差をもつて農地改革あるいはそれ以降にも尾を引いてくるような村落があるとしても、画期としては林野整理をすすめてゆく明治末期においてそうした二重構造が解消する、あるいはそれを画期としてよいだろうとするのが安孫子会員の考え方である。二重構造の解体といふことは、地主的自治という形で一体化されてくるといふことになると思われる。

これに対して、余田会員の村落自治あるいは土地・作物：人間保全といふ川本会員の考え方のような、村落を構成する家々の寄り合いなどを通じて意思を形成し村法などを作ってゆくといふ、自らの生産生活基盤について自らの手で意思決定してゆくといふ形で村落自治が存在するといふ考え方、すなわち、安孫子会員流に云うならば生産力構造に基礎を置いた形で村落共同体的な自治の存続といふものを、明治末期どころか現代まで延長して基本的には考えることができるのだといふ考え方があつた。

そうすると、先述のように共同体的自治、あるいは共同体的な村落の研究から農村への轉換といつても、そういう共同体的な村落あるいはそれをどこまで、どういふように日本資本主義全体の中で捉えればよいのか、という自治問題のみならず、またしても共同体論それ自身がここで問われているものと私は考える。それについては、

前回の関西地区研究会での北原会員による農村自治・農民自治・村落自治についての見解整理がある。

さらに敷衍すると、大変古いことのように考えられるが、その根底においても関連する問題であるが、幕藩制下における村落共同体とは何かについての把握がもうひとつの問題となってくる。「ジュリスト」地方自治の可能性」に掲載された第一論文・第二論文は私にとっては対立的な見解が示されている様に思われる。つまり、そこでは年貢請負という形では村落が幕藩体制下における末端下部機構として位置づけられている点では共通であるが、林氏の見解

(第一論文)は、年貢を収めること一点を除いてそれ以外は、土地の保全にしても生活の保全にしても村落が自主的に共同体的に総寄合い等を通じて行なっている。その限りにおいて自分のことは自主的に行なっている。そういう形で村落を理解している。その理解は、さらに展開すると、村落における家連合、その構成要素としての家、

家の内部においては家父長制的な編成は村落の内部においてははななかったのではないか、また女性の権利も低いものではなかった、という形の議論になってゆくものをそこでは内在させているようである。これに対して、青木氏(第二論文)は、年貢徴収機構を基礎にして、

これが基軸になり農業生産、農村生活をすべて規制し、かつそれを統括している庄屋・名主といわゆる本百姓・水呑みとの対抗関係すなわち支配・従属関係というものを年貢を中心とする体系の中における村落の内部にそれを認めてゆく。村落内部の階級的階層的対立

の中において村方騒動も起ってくる。だから形式的に総寄合といっ

ても本百姓を中心としたものであり、常に貧農・下層農の幕藩体制下における制限された村落における権利を獲得してゆく運動の中に自治があるのであり、共同体的な形で見られるような村法や総寄合いといものは類似的な自治に過ぎないのであるというより、

すなわち既に幕藩体制下における村落をどう位置づけるのか、という問題に、基本的に二つの見解が出ているのである。そうするとそれが、明治維新を画期として、地租改正・市町村制・林野整理と展開してきた時に、一体共同体という形での林氏の展開はどうなるのか。それについては、先述のように安孫子会員の場合には基本的に解体となるし、林氏の場合もそれに近い。しかし、それがどう変ぼうしてゆくのかについての基本的な共同体理解によって、市町村制が出てきた時、市町村制自治との関係をどう考えてゆくのかに關してかなりの相違が出てくることになる。

そうすると、自治の問題を、たとえば川本会員の見解にみられる村落の土地保全機能が歴史的にどう変化してくるのか、あるいは余田会員の村落の共同体的性格が市町村制下の中でどう変化してくるのか、等の点について実証される中で、明らかにされねばならないのである。

問題を現在に戻すと、「村落共同体から農村へ」の転換を考えるときに、土地と人間の問題をどういう形で主体的に再編成してゆくのか、その事例は山本会員が土地改良区をとりあげて報告されているが、必ずしもそれは自治体ではない。そして、農村自治の担い手についても違った意見が出されているようである。高橋(正)会

員のように土地を集団的に管理利用してゆくような方向を展望しつつ、そういう集団を形成しつつ自ら決定してゆくような、市町村を取り込んだ形での地方自治を考えることができるのか、あるいは個別的な形での請負耕作的な形で進展している地域にみられる方向性もみられる。この担い手については、農民層分解をどう捉えるかによっても、見解が相違してくるところである。川本報告の中にも、土地保全を行う主体は何なのか、といった点についても当然その方向性が出されてくる必要があったものと考えられる。

他には残された問題は多々あるが、以上の様な点がもう少し詰められてゆかないと議論はさらに展開しないのではないかと考えてゐる。